

2023年9月

お客さま各位

青木信用金庫

インボイス制度に向けた当金庫の対応について

2023年（令和5年）10月1日よりインボイス制度（適格請求書保存方式）が開始されます。青木信用金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、登録番号をお知らせいたします。

【適格請求書発行事業者登録番号】 青木信用金庫：T4030005012141

記

1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料（振込手数料、両替手数料、融資関係手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。

*お客さまが振込伝票等の用紙をお手元にお持ちの場合は、窓口備付の新しい用紙をご利用いただきますようお願い申し上げます。

2. 口座振替・インターネットバンキング等でお支払いいただく各種手数料について

預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス通知書」を交付いたします。

*「インボイス通知書」の交付をご希望されるお客さまは、別途手続きが必要となりますので、お取引店にお申し出ください。

3. ATMでお支払いいただく各種手数料について

ATMでのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となりますので、インボイスは発行いたしません。

お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

以上